



議員提出議案第 五 号

人事院勧告の完全実施に関する意見書提出について

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、大蔵大臣、自治大臣、行政管理庁長官  
総理府総務長官、官房長官に意見書を提出する。

昭和五十九年六月十五日

- |     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 三朝町議会議員 | 政 門 正   |
| 提出者 | 三朝町議会議員 | 石 山 利 男 |
| 提出者 | 三朝町議会議員 | 牧 田 禎 禎 |
| 提出者 | 三朝町議会議員 | 安 井 由 行 |
| 提出者 | 三朝町議会議員 | 藤 井 佳 夫 |

昭和五十九年六月十五日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

### 人事院勧告の完全実施に関する意見書

政府は昭和五十六年から五十八年にかけて国家公務員の給与の改定を求めた人事院勧告の凍結、抑制、削減をおこなわないほとんどの自治体もこれに追随せざるをえませんでした。

本来、人事院勧告制度は、国家公務員の労働基本権としての団体交渉権及び争議権等を禁止する代償措置とし設けられた経緯にかんがみ、財政の危機とはいえ、これを凍結抑制などすることは許されないことであります。また安定した労使関係にも多大な影響を及ぼしています。さらに人事院勧告の凍結は公務員関係職員のみならず、広範な勤労国民の生活に多大な影響を与え、消費不況の拡大を進行させる景気の回復の妨げともなっています。よって政府におかれましては、今後、人事院勧告完全実施の措置をとられるよう強く要望するものであります。

以上地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和五十九年六月十五日